

仙台市の情報公開・個人情報保護 運用状況報告書

令和3年度

令和5年1月

仙台市総務局総務部文書法制課

仙台市の情報公開・個人情報保護

運用状況報告

市政の透明化を図り、市民に開かれた行政を一層推進するため、仙台市では平成3年10月1日に「仙台市情報公開条例」を施行しました。同条例は平成12年12月の市議会で全面改正され、翌年4月からは、より充実した内容をもった新条例が施行されています。

本市の情報公開制度は、市が公文書という形で保有する情報を市民の請求により公開する「公文書開示制度」と、市政情報センターの運営をはじめとする「市政情報の提供」を2つの柱としています。

また、高度情報化社会の中にあって、市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保等を図るため、平成9年10月1日からは「仙台市個人情報保護条例」が施行されています。この条例についても「個人情報の保護に関する法律」の全面施行を受け、平成16年12月に全部を改正し、平成17年4月1日から施行しています。

両制度を取り巻く環境が日々変化し続ける状況において、これからも、制度の理念を実現するため、その適正な運用に努めてまいります。

目 次

情報公開制度.....	1
公文書開示制度の実施状況.....	2
1 開示請求の件数及び処理状況.....	2
2 実施機関別の請求件数.....	3
3 請求内容の内訳.....	4
4 非開示・一部開示理由の内訳.....	5
5 審査請求の状況.....	5
仙台市情報公開審査会の運営状況.....	6
仙台市情報公開審査会の開催状況.....	6
市政情報の提供.....	7
1 市政情報センターの設置目的.....	7
2 市政情報センター等の利用状況.....	8
3 有償刊行物の頒布状況.....	9
資 料.....	10
1 審査請求の処理状況（令和元年度（平成31年度）～令和3年度）.....	11
個人情報保護制度.....	12
個人情報保護制度の実施状況.....	13
1 個人検索情報事務の届出状況.....	13
2 開示請求の件数及び処理状況.....	14
3 請求内容の内訳.....	15
4 非開示・一部開示理由の内訳.....	15
5 口頭その他の方法による開示の実施状況.....	16
6 訂正請求の件数及び処理状況.....	17
7 利用停止請求の件数及び処理状況.....	17
8 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の処理状況.....	18
9 審査請求の状況.....	18
仙台市個人情報保護審議会の運営状況.....	19
仙台市個人情報保護審議会の開催状況.....	19
資 料.....	20
1 審査請求の処理状況（令和元年度（平成31年度）～令和3年度）.....	21
2 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の概要（令和3年度）.....	34

情報公開制度

公文書開示制度の実施状況

1 開示請求の件数及び処理状況

公文書開示請求及び対象となった公文書の件数とその処理状況は、次のとおりです。

令和元年度（平成31年度）に狭あい道路等の協議に関する文書等の情報提供を開始したことに伴い、令和2年度以降は令和元年度（平成31年度）と比べて請求件数が減少しています。

（単位：件）

年 度	請 求 件 数	対 象 公文書数 A	処 理 状 況						開示率 (%) ※
			開 示 B	一 部 開 示 C	非開示 D	不 存 在 E	存 否 応 答 拒 否 F	取 下 げ G	
令和元年度 (平成 31 年度)	1,855	4,006	1,685	2,234	0	17	0	70	100.0
令和2年度	1,439	2,727	1,598	1,051	4	29	2	43	99.8
令和3年度	1,495	2,931	1,763	1,092	5	27	1	43	99.8

※ 開示率 = (B+C) / (A-E-F-G) × 100

2 実施機関別の請求件数

実施機関別の開示請求件数は、次のとおりです。実施機関別に見ると、市長に対する請求が一番多く、次いで水道事業管理者、教育委員会の順となっています。

(単位：件)

実施機関	令和元年度 (平成31年度)		実施機関	令和2年度		実施機関	令和3年度				
	請求 件数	対 象 公文書数		請求 件数	対 象 公文書数		請求 件数	対 象 公文書数			
市 長	1,726	3,726	市 長	1,290	2,404	市 長	1,358	2,587			
内 訳	危機管理室	4	37	内 訳	危機管理室	1	2	内 訳	危機管理室	3	8
	総務局	10	47		総務局	11	20		総務局	24	91
	まちづくり政策局	6	10		まちづくり政策局	4	10		まちづくり政策局	2	2
	財政局	15	54		財政局	21	54		財政局	28	55
	市民局	11	35		市民局	6	13		市民局	12	38
	健康福祉局	35	65		健康福祉局	35	110		健康福祉局	47	117
	子供未来局	18	92		子供未来局	13	31		子供未来局	16	49
	環境局	12	33		環境局	26	56		環境局	15	118
	経済局	12	47		経済局	27	80		経済局	19	40
	文化観光局	10	34		文化観光局	9	14		文化観光局	6	16
	都市整備局	562	863		都市整備局	507	735		都市整備局	628	956
	建設局	209	647		建設局	251	516		建設局	266	513
	青葉区	382	749		青葉区	202	353		青葉区	136	242
	宮城野区	144	300		宮城野区	44	83		宮城野区	39	83
	若林区	100	222		若林区	33	73		若林区	35	65
	太白区	142	354		太白区	63	158		太白区	43	100
泉区	54	137	泉区	37	96	泉区	38	93			
会計室	0	0	会計室	0	0	会計室	1	1			
議会の議長	2	3	議会の議長	1	2	議会の議長	3	16			
教育委員会	31	79	教育委員会	38	97	教育委員会	33	157			
選挙管理委員会	0	0	選挙管理委員会	0	0	選挙管理委員会	0	0			
人事委員会	0	0	人事委員会	3	3	人事委員会	1	2			
監査委員	0	0	監査委員	0	0	監査委員	0	0			
農業委員会	0	0	農業委員会	1	1	農業委員会	0	0			
固定資産評価審査委員会	0	0	固定資産評価審査委員会	0	0	固定資産評価審査委員会	0	0			
水道事業管理者	42	90	水道事業管理者	69	152	水道事業管理者	76	140			
交通事業管理者	22	53	交通事業管理者	17	36	交通事業管理者	10	12			
ガス事業管理者	7	12	ガス事業管理者	2	2	ガス事業管理者	5	6			
病院事業管理者	4	5	病院事業管理者	3	3	病院事業管理者	1	1			
消 防 長	21	38	消 防 長	15	27	消 防 長	8	10			
合計	1,855	4,006	合計	1,439	2,727	合計	1,495	2,931			

3 請求内容の内訳

開示請求の対象となった公文書の内訳は、次のとおりです。工事及び業務委託の金額入り設計書に対する請求が最も多く、次いで開発行為及び宅地造成工事の許可に関する文書、狭あい道路等の協議に関する文書の順となっており、以上の3類型で全体の約7割を占めています。

(単位：件)

請求内容	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
工事、業務委託の金額入り設計書	363	476	496
開発行為、宅地造成工事の許可に関する文書	445	400	481
狭あい道路等の協議に関する文書	594	144	72
造成宅地活動崩落緊急対策工事に関する図面	18	17	34
住居表示、地番に関する文書	30	31	27
土地区画整理事業の面積等に関する文書	34	20	20
建築物の解体工事等の届出に関する文書	1	10	15
指定管理者の選定に関する文書	10	9	14
中高層建築物の建築に係る近隣説明に関する文書	6	6	0
その他の文書	354	326	336
合計	1,855	1,439	1,495

4 非開示・一部開示理由の内訳

非開示又は一部開示の決定をした事例における非開示理由は、次のとおりです。

(単位：件)

第7条	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
第1号 (法令秘情報)	1 (0.0%)	2 (0.2%)	3 (0.2%)
第2号 (個人情報)	2,101 (80.6%)	986 (79.1%)	1,040 (85.3%)
第3号 (法人情報)	487 (18.7%)	181 (14.5%)	151 (12.4%)
第4号 (公共安全・秩序の 維持に関する情報)	1 (0.0%)	2 (0.2%)	5 (0.4%)
第5号 (審議・検討・協議に 関する情報)	3 (0.1%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)
第6号 (行政運営情報)	13 (0.5%)	74 (5.9%)	18 (1.5%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)
合計	2,606 (100.0%)	1,247 (100.0%)	1,219 (100.0%)

(注) 文書1件について複数の非開示理由があるものは、重複して計上しています。

5 審査請求の状況

公文書開示制度に係る開示決定等に対する審査請求の件数、対象となった公文書の件数及び仙台市情報公開審査会への諮問数は、次のとおりです。

(単位：件)

	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
審査請求の件数	2	0	0
対象公文書の件数	3	0	0
情報公開審査会への諮問数	1	0	0

仙台市情報公開審査会の運営状況

仙台市情報公開審査会の開催状況

令和3年度においては、仙台市情報公開審査会に諮問された案件がなかったため、会議の開催はありませんでした。

市政情報の提供

1 市政情報センターの設置目的

情報公開の推進は、公文書開示制度の運用だけで達せられるものではありません。併せて、従来から行われてきた市政情報の提供施策を拡充し、市民がより身近に市政に関する情報に接することができる環境づくりが必要です。そこで、市民への情報開示・提供の窓口となる機能、市関連刊行物を継続して収集し、提供する機能などを果たす情報センターの設置が望まれました。

本市の「市政情報センター」は、仙台市情報公開条例の施行に2年ほど先行し、平成元年10月2日市役所本庁舎1階に設置されました。同センターでは、市政情報に関する相談・案内、市関連刊行物・行政資料の閲覧、貸出、販売及びインターネットによる仙台市ホームページの閲覧等を行っています。

また、より市民に身近な施設として、平成5年9月28日に若林区に「若林区情報センター」を、平成11年6月1日に太白区に「太白区情報センター」を、平成24年8月28日に宮城野区に「宮城野区情報センター」を設置し、広く利用されています。

(1) 主な閲覧資料

- ・市が発行する刊行物（事業概要、統計、答申書、調査報告書、記録書、計画書、資料集、図面、市議会議事録等）
- ・市政だより、施設利用案内等の広報刊行物
- ・仙台市例規、宮城県例規
- ・仙台市史、泉市誌、宮城町誌、秋保町史等の市史・町史刊行物
- ・市の附属機関等の会議公開状況等
- ・地図、新聞等

(2) 主な有償刊行物

- ・データ仙台、各種統計資料（仙台市統計書、統計時報、町名別人口等）
- ・仙台市総合計画、仙台市実施計画、都市計画マスタープラン等
- ・開発行為・宅地造成工事 許可申請の手引き
- ・その他（職員録、文化財パンフレット等）

2 市政情報センター等の利用状況

(1) 市政情報センター

		令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
利用者数 (人)		11,347	8,370	7,678
一日あたり利用者数 (人)		50	36	32
相談	窓口 (件)	633	456	299
	電話等 (件)	245	224	204
コピー	人数 (人)	772	677	538
	金額 (円)	175,390	119,720	95,870
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	1,325	1,112	1,312
	金額 (円)	849,820	733,160	865,460
図書貸出	人数 (人)	120	69	48
	冊数 (冊)	229	156	94
インターネット閲覧 (件)		214	164	109

(2) 宮城野区情報センター

		令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	24	14	37
	金額 (円)	18,850	11,900	29,600
図書貸出	人数 (人)	7	0	7
	冊数 (冊)	16	0	12
インターネット閲覧 (件)		109	45	24

(3) 若林区情報センター

		令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	15	12	26
	金額 (円)	9,200	7,300	17,300
図書貸出	人数 (人)	15	3	5
	冊数 (冊)	19	5	12
インターネット閲覧 (件)		137	144	105

(4) 太白区情報センター

		令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	28	22	59
	金額 (円)	20,330	27,250	46,900
図書貸出	人数 (人)	12	7	2
	冊数 (冊)	23	14	3
インターネット閲覧 (件)		171	46	22

3 有償刊行物の頒布状況

令和3年度の市政情報センター等での有償刊行物の頒布数ベストテンは、次のとおりです。

順位	刊行物名	価格(円)	頒布数(冊)
1	職員録 令和3年5月現在	500	740
2	仙台市基本計画 2021-2030	900	90
3	仙台市実施計画 2021-2023	600	80
4	「辻標」改訂版	500	79
5	仙台市地価マップ	1,000	63
6	都市計画総括図	1,000	61
7	せんだい街路樹マップ(改訂版)	500	36
8	杜の都の名木・古木(平成29年3月)	1,000	35
	市史せんだい(Vol.29, Vol.30)	(Vol.29) 510 (Vol.30) 700	35
9	仙台市都市計画マスタープラン	1,200	32
10	あらうんどかわらまち荒町界限物語	400	15

(注) 頒布数は、市政情報センター、宮城野区情報センター、若林区情報センター及び太白区情報センターの合計です。

資 料

審査請求の処理状況（令和元年度（平成31年度）～令和3年度）

1 審査請求の処理状況（令和元年度（平成31年度）～令和3年度）

令和元年度（平成31年度）以降に仙台市情報公開審査会に諮問した審査請求の処理状況は、次のとおりです。

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非 開 示 理 由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
83	H31.2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング 平成26年8月～平成27年7月 実施報告〔仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 平成27年度 第1回業務連絡会資料〕 ・仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング 平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）実施報告〔仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 平成27年度 第2回業務連絡会資料〕 ・仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング 平成28年度 実施報告〔仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 平成28年度 第1回業務連絡会資料〕 	一部開示	第2号 個人情報 第6号 行政運営情報	<ul style="list-style-type: none"> ①H31.2.20 ②H31.4.8 ③H31.4.26 	市民局 協働まちづくり 推進部 男女共同参画課	R2.2.10 一部不適當	R2.3.13 一部認容

個人情報保護制度

個人情報保護制度の実施状況

1 個人検索情報事務の届出状況

仙台市個人情報保護条例第6条の規定により、実施機関は、個人検索情報事務を開始、変更しようとするとき、又は廃止したときは、市長に届け出ることとされています。

届出事項は、個人検索情報事務の名称及び目的、個人情報の記録項目、個人情報の対象者の範囲、個人情報の収集先、個人検索情報事務を所管する組織の名称、個人情報の電子計算機処理の有無などです。届出のあった事項については、市政情報センターで閲覧できます。

令和3年度の届出状況は、次のとおりです。

(単位：件)

実施機関	届出件数				令和4年3月31日 現在届出事務数	
	開始	変更	廃止	計		
市長	危機管理室	1	1	0	2	10
	総務局	0	1	0	1	21
	まちづくり政策局	1	6	0	7	18
	財政局	0	0	0	0	37
	市民局	2	1	2	5	46
	健康福祉局	4	19	2	25	162
	子供未来局	3	41	0	44	74
	環境局	1	7	0	8	66
	経済局	2	7	0	9	27
	文化観光局	0	0	1	1	10
	都市整備局	0	0	3	3	97
	建設局	2	20	0	22	105
	区役所	4	10	7	21	124
	会計室	0	0	0	0	3
消防長	0	17	1	18	58	
教育委員会	7	0	0	7	100	
選挙管理委員会	0	0	0	0	13	
人事委員会	0	0	0	0	3	
農業委員会	1	0	0	1	3	
水道事業管理者	2	0	0	2	19	
交通事業管理者	0	0	0	0	22	
ガス事業管理者	0	1	0	1	11	
病院事業管理者	0	11	0	11	39	
合計	30	142	16	188	1,068	

(注) 「個人検索情報事務」とは、個人情報を取扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により、当該個人を容易に検索し得る状態で、体系的に個人情報を記録する公文書（電磁的記録を含む）の使用を伴うものをいいます。

2 開示請求の件数及び処理状況

令和3年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

実施機関	請求 件数	対 象 公文書数	処 理 状 況						開示率 (%)
			開 示	一 部 開 示	非開示	不存在	存 否 応 答 拒 否	取下げ	
			A	B	C	D	E	F	
市 長	118	191	120	55	4	9	0	3	97.8
内 訳	危機管理室	0	0	0	0	0	0	0	-
	総 務 局	2	2	2	0	0	0	0	100.0
	まちづくり政策局	0	0	0	0	0	0	0	-
	財 政 局	5	7	7	0	0	0	0	100.0
	市 民 局	21	40	24	9	3	3	0	91.7
	健康福祉局	50	71	40	26	0	4	0	100.0
	子供未来局	13	26	17	7	1	1	0	96.0
	環 境 局	0	0	0	0	0	0	0	-
	経 済 局	1	1	0	1	0	0	0	100.0
	文化観光局	0	0	0	0	0	0	0	-
	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	-
	建 設 局	1	1	0	0	0	0	0	-
	青 葉 区	9	13	11	1	0	1	0	100.0
	宮 城 野 区	5	15	9	6	0	0	0	100.0
	若 林 区	4	4	0	4	0	0	0	100.0
	太 白 区	4	8	7	1	0	0	0	100.0
泉 区	3	3	3	0	0	0	0	100.0	
会 計 室	0	0	0	0	0	0	0	-	
議 会 の 議 長	0	0	0	0	0	0	0	-	
教 育 委 員 会	6	8	3	5	0	0	0	100.0	
人 事 委 員 会	1	1	1	0	0	0	0	100.0	
選 挙 管 理 委 員 会	1	1	1	0	0	0	0	100.0	
監 査 委 員	1	2	2	0	0	0	0	100.0	
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	-	
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	2	2	1	1	0	0	0	100.0	
水 道 事 業 管 理 者	1	2	2	0	0	0	0	100.0	
交 通 事 業 管 理 者	2	2	0	1	0	1	0	100.0	
ガ ス 事 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0	-	
病 院 事 業 管 理 者	67	97	92	5	0	0	0	100.0	
消 防 長	3	3	2	1	0	0	0	100.0	
合 計	202	309	224	68	4	10	0	3	98.7

※ 開示率 = (B+C) / (A-E-F-G) × 100

3 請求内容の内訳

個人情報開示請求の対象となった公文書の内訳は、次のとおりです。

(単位：件)

請求内容	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
医療、福祉に関する文書	119	94	146
教育に関する文書	22	5	5
戸籍、住民票等に関する文書	15	15	16
消防、救急に関する文書	9	3	3
その他の文書	28	23	32
合計	193	140	202

4 非開示・一部開示理由の内訳

非開示又は一部開示の決定をした事例における非開示理由は、次のとおりです。

(単位：件)

第17条	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
第1号（法令秘情報）	4 (4.9%)	5 (6.9%)	3 (3.0%)
第2号（個人情報）	41 (48.8%)	49 (68.1%)	44 (44.4%)
第3号（法人情報）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (11.1%)
第4号（公共の安全及び秩序の維持情報）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第5号（国等協力関係情報）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.0%)
第6号（行政運営情報）	31 (36.9%)	18 (25.0%)	38 (38.4%)
第7号（未成年者等の権利利益を害するおそれがある情報）	8 (9.5%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)
第8号（死者の正当な利益を害するおそれがある情報）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	84 (100.0%)	72 (100.0%)	99 (100.0%)

(注) 文書1件について複数の非開示理由があるものは、重複して計上しています。

5 口頭その他の方法による開示の実施状況

実施機関が定める開示請求については、口頭その他の方法により行うことができます。
令和3年度の口頭その他の方法による開示の実施状況については、次のとおりです。

(単位：件)

実施機関	個人情報の種類	開示をした内容	請求件数
教育委員会	市立中等教育学校入学者選抜適性検査の成績	適性検査（総合問題Ⅰ、Ⅱ、作文）の得点	215
	市立高等学校入学者選抜検査（第一次募集及び社会人特別選抜並びに第二次募集）の成績	学力検査の教科別得点及び学校が独自に実施した種目の得点又は評価	681
人事委員会	職員採用試験（大学卒程度（福祉・技術系）・短大卒程度（8月採用）・獣医師・心理・保健師）の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点、面接試験及び論述試験の得点、順位並びに総合得点	50
	職員採用試験（大学卒程度（事務）・消防士（大学の部）・文化財主事）の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点、面接試験及び論述試験の得点、順位並びに総合得点	69
	職員採用試験（社会人経験者（事務・技術系））の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点、面接試験及び論述試験の得点、順位並びに総合得点	75
	職員採用試験（大学卒程度・社会人経験者・短大卒程度（8月採用）・獣医師・心理・保健師・消防士（大学の部）・文化財主事）の第二次試験の成績（不合格者に限る）	論文試験及び面接試験の得点、順位並びに最終得点	76
	職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度・保育士・栄養士・歯科衛生士・消防士（高校の部））の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点、順位並びに総合得点	53
	職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度・保育士・栄養士・歯科衛生士・消防士（高校の部））の第二次試験の成績（不合格者に限る）	論作文試験及び面接試験の得点並びに順位及び最終得点	28
	職員採用選考（学芸員）の第一次考查の成績（不合格者に限る）	第一次考查の得点及び順位	0
	職員採用選考（学芸員）の第二次考查の成績（不合格者に限る）	第一次考查の得点、第二次考查の得点、最終順位及び最終得点	0
	障害者を対象とした職員採用選考の第一次考查の成績（不合格者に限る）	粗点・得点及び順位	2
	障害者を対象とした職員採用選考の第二次考查の成績（不合格者に限る）	作文考查及び面接考查の得点並びに最終順位及び最終得点	13
	職員採用選考（回転翼航空機操縦士）の考查成績（不合格者に限る）	順位及び総合得点	0
合 計			1,262

6 訂正請求の件数及び処理状況

令和3年度においては、訂正請求はありませんでした。

7 利用停止請求の件数及び処理状況

令和3年度においては、利用停止の請求はありませんでした。

8 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の処理状況

仙台市個人情報保護条例の規定により、個人情報の取扱いに関し、仙台市個人情報保護審議会の意見を聴くこととされている事項の令和3年度の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

条 文	審 議 事 項	案 件
第7条第2項第9号	本人以外から個人情報を収集する場合	0
第7条第3項	思想信条等に関する個人情報を収集する場合	0
第9条第2項	個人情報を本市及び国等以外のものに経常的に目的外提供する場合	0
第10条	思想信条等に関する個人情報を電子計算機処理する場合	0
第11条	個人情報の電子計算機処理において通信回線による電子計算機結合をする場合	6
第44条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する評価書に関する事項	4

9 審査請求の状況

個人情報開示制度に係る開示決定等に対する審査請求の件数及び仙台市個人情報保護審議会への諮問数は、次のとおりです。

(1) 開示請求

(単位：件)

	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
審査請求の件数	69	1	0
個人情報保護審議会への諮問数	5	8	12

(2) 訂正請求

(単位：件)

	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
審査請求の件数	2	0	0
個人情報保護審議会への諮問数	2	2	0

(3) 利用停止請求

(単位：件)

	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
審査請求の件数	0	0	0
個人情報保護審議会への諮問数	0	0	0

仙台市個人情報保護審議会の運営状況

仙台市個人情報保護審議会の開催状況

仙台市個人情報保護審議会は、令和3年度に計10回開催されました。その開催状況は次のとおりです。

	開催日	審議内容
第1回	R3. 5. 18	・ 諮問第48号、同第49号、同第50号、同第51号及び同第52号の審議
第2回	R3. 6. 22	・ 諮問第48号、同第49号、同第50号、同第51号及び同第52号の審議
第3回	R3. 7. 15	・ 諮問第53号及び同第54号の審議
第4回	R3. 8. 24	・ 諮問第55号、同第56号及び同第57号の審議
第5回	R3. 9. 3	・ 意見を求める案件第129号の審議 ・ 諮問第53号及び同第54号の審議
第6回	R3. 10. 28	・ 諮問第53号、同第54号、同第55号、同第56号及び同第57号の審議 ・ 意見を求める案件第130号の審議 ・ 意見を求める案件第131号の審議 ・ 意見を求める案件第132号の審議
第7回	R3. 11. 29	・ 意見を求める案件第133号の審議 ・ 意見を求める案件（特定個人情報保護評価書）第20号、同第21号、同第22号及び同第23号の審議
第8回	R3. 12. 24	・ 意見を求める案件第134号の審議 ・ 諮問第53号、同第54号、同第55号、同第56号及び同第57号の審議
第9回	R4. 3. 1	・ 意見を求める案件第131号の審議 ・ 諮問第53号、同第54号、同第55号、同第56号、同第57号、同第58号、同第59号、同第60号及び同第61号の審議
第10回	R4. 3. 29	・ 諮問第58号、同第59号、同第60号、同第61号、同第62号、同第63号及び同第64号の審議

資 料

- 1 審査請求の処理状況（令和元年度（平成31年度）～令和3年度）
- 2 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の概要（令和3年度）
 - (1) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
 - (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に関する事項

1 審査請求の処理状況（令和元年度（平成31年度）～令和3年度）

令和元年度（平成31年度）以降に仙台市個人情報保護審議会に諮問した審査請求は、次のとおりです。

諮問番号	請求年月日	文書件名	原処分	非開示及び非訂正の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担当課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法による決定又は裁決 年月日・内容
36	H30.10.9	〇〇中事案に係る調定 認否案（第1準備書面）	一部開示	第2号 個人情報	①H30.12.10 ②H30.12.18 ③R元.5.8	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.2.20 原処分妥当	R2.3.24 棄却
37	H30.10.9	〇月〇日（〇） 事故報告 第一報	一部開示	第2号 個人情報	①H30.12.10 ②H30.12.18 ③R元.5.8	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.2.20 原処分妥当	R2.3.24 棄却
38	H30.10.9	学校長は、平成〇年〇月〇日に面談した際に手持ちした文書（メモ）を読み上げている。当方と〇〇〇〇担任とのやり取りは少なくとも10回以上も行われている。担任は被害生徒〇〇〇〇や母親に対して、「ダメです」「上の方に聞いてみます」「やっぱりダメでした」「吹奏楽顧問からもダメだと言われている」「〇〇学年主任や〇〇〇〇教頭からもダメだと言われている」等々と回答している。このことに関して「被害生徒の現状を学校と市教委が情報を共有した」ことに係る記録。また、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録	非開示	不存在	①H30.12.10 ②H30.12.26 ③R元.9.20	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.5.19 原処分妥当	R2.6.10 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
39	H30. 10. 9	被害生徒〇〇〇〇が自ら担任に申告した他、母親が「どうして登校すること自体が叶わないのか」「部活動から登校することを認めてほしい」「他の生徒らは部活動からの登校について認められている」「遅れながらも登校し、学級に入りたいと言う〇〇〇〇を認めてあげてほしい」「なぜ〇〇〇〇だけが、遅れながらも登校することを許されないのか」「上の方も登校すること自体をダメだと言っているのか」「上の方にも確認してほしい」「いじめなどがあり学級の状態が悪いので、学級の雰囲気を改善してほしい」「学級の状態を何とかしてほしい」「〇〇〇〇や〇〇〇〇について指導してほしい」「どうして登校しようとする意欲を削ぐのか」等々について申告している。また、父親も平成〇年〇月〇日に同学校を訪れ、〇〇〇〇教頭との面談において上記のことについての苦情を申告している。このことに関して「被害生徒の現状を学校と市教委が情報を共有した」ことに係る記録。また、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録。	非開示	不存在	①H30. 12. 10 ②H30. 12. 26 ③R元. 9. 20	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 5. 19 原処分妥当	R2. 6. 10 棄却
40	H30. 10. 9	〇〇〇〇主幹教諭が、「不適切な指導及び言動」を行ったことに係る顛末書（記録）	非開示	不存在	①H30. 12. 10 ②H30. 12. 26 ③R元. 9. 20	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 5. 19 原処分妥当	R2. 6. 10 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
41	H30. 12. 18	〇〇〇、〇〇〇〇聴き取り	非訂正	過去の一時点における 事実を記録することを 目的として作成された 文書であるため。	①H31. 1. 11 ②H31. 1. 18 ③R元. 12. 20	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 7. 28 原処分妥当	R2. 8. 6 棄却
42	H30. 12. 18	〇月〇日(〇) 事故報告書第一報	非訂正	過去の一時点における 事実を記録することを 目的として作成された 文書であるため。	①H31. 1. 11 ②H31. 1. 18 ③R元. 12. 20	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 7. 28 原処分妥当	R2. 8. 6 棄却
43	H30. 10. 9	市教委が『要求(回答)に応じられ ない旨の回答』を作成した際に行わ れた会議録(発言者名も全て)」	非開示	不存在	①H30. 12. 10 ②H30. 12. 26 ③R2. 7. 15	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 12. 24 原処分妥当	R2. 12. 28 棄却
44	H30. 11. 5 H30. 12. 13 H30. 12. 18 H31. 1. 4 H31. 3. 13	(1)「担任〇〇教諭が、いじめ被害生 徒〇〇から聴き取った記録メモには 『加害主犯学級委員生徒と同学級6名 生徒の名前』や『他のクラス3名生 徒』等と記載があり、いじめは、集団 暴行傷害事件及び集団わいせつ行為事 件であったことは容易に読み取れるこ とである。これらを記録した指導記録 及び調査記録等々」及び「教諭、学校 及び市教委が作成した記録文書又はそ れらの保有する関係文書記録」以下 (2)～(7)略	非開示	不存在	①H30. 12. 28 H31. 2. 12 H31. 3. 5 R元. 5. 10 ②H31. 1. 9 H31. 2. 27 R元. 5. 17 R元. 6. 11 ③R2. 7. 15	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 12. 24 原処分妥当	R2. 12. 28 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
45	H30.10.9	(1)「市教委が、『いじめ報告(念書)』と『いじめ詫び状(念書)』等の文書コピーを学校側から收受した月日が分かるもの。また、その文書を教育相談課長が、〇〇中学校校長から受け取った『いじめ報告(念書)』『いじめ詫び状(念書)』『念書』等4通に係る保存文書のコピー」 (2)「市教委が、『いじめ報告(念書)』『いじめ詫び状(念書)』『念書』等4通の文書内容を取り上げた全ての会議記録(発言者名も全て)」	非開示	不存在	①H30.12.10 ②H30.12.26 ③R2.7.15	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.12.24 原処分妥当	R2.12.28 棄却
46	H31.2.27	(1)「〇〇教諭がパソコンで打ち込みを行い作成した(清書した)『〇〇様へのいじめの件について(報告)』、『同(お詫び)』、『〇〇様へのこれまでの対応と現状について』に係る3通の文書のデータの原本及び紙媒体の原本」 (2)「『〇〇教諭が、〇〇父・申立人父間で相談した結果を踏まえた修正版の文書を、パソコンで打ち込みを行った(清書した)』後に、学校側が事実調査確認を行い、記録文書を作成したり、会議録文書等に記録に残したりした、文書記録等」	非開示	不存在	①R元.5.7 ②R元.6.11 ③R2.7.15	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.12.24 原処分妥当	R2.12.28 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
47	H30.10.9 H31.3.13	(1) 「関係教職員から事情聴取した結果、『学校不適應の原因や欠席の理由を〇〇とのわだかまりが原因』と認定したことについて、いじめの事実及びその対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した文書又はそれらの保有する文書」 (2) 「実施機関が別件開示請求に対し『担任や学年主任が、申立人から当時聴いていた内容から、そのように判断している。』と回答（一部文書開示）していることについて、上記記載に係る『担任や学年主任が、申立人から当時聴いていた内容の聴き取り調査記録』（以下略）」	非開示	不存在	①H30.12.10 R元.5.10 ②H30.12.26 R元.6.11 ③R2.7.15	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.12.24 原処分妥当	R2.12.28 棄却
48	H30.11.21	平成〇年〇月、いじめ被害生徒〇〇〇〇は、音楽の時間にグループを組むことになったが、組む相手がいなくてひとりぼっちになってしまい、泣いてしまった。…（中略）…〇〇〇中学校が、上記『音楽の時間に行われたいじめ』に係ることについて、教頭が担任に対して指導助言を行い、担任から音楽科担当に対しても事実確認を行っている。また、担任は『仲間外れにされた件』をいじめ被害生徒〇〇〇〇に対して事情聴取を行い、当方母親と事実認識の共有を行っている。これらのことに関して、教頭、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録（メモの記録を含む）並びに学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）	非開示	不存在	①H31.1.15 ②H31.1.25 ③R3.1.14	教育局 学校教育部 教育相談課	R3.6.30 原処分妥当	R3.9.2 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
49	H30. 11. 21 H31. 2. 27 R 元. 6. 4	(1) 「いじめ被害生徒〇〇〇〇が、 〇〇高等学校に入学の際、〇〇中 学校から〇〇高等学校へ提出及び提示 された『いじめや不登校に係る引き 継ぎ関係文書』及び『学校側控（コ ピーやパソコン等で作成された文 書）』。また、引き継ぎの際、参考 とした『いじめに関する基礎資料関 係文書』や『引き継ぎ書の下書き時 に参考とした文書（資料）』及び 『引き継ぎ書の下書き』など」、 「〇〇中学校が、引き継ぎを行った 経緯や引き継ぎに関して、教諭、学 校及び市教委が作成した文書作成に 係る会議録等文書又はそれらの保有 する関係文書記録（メモの記録を含 む）」及び「学校及び市教委内で行 われた会議録（全会議記録）」以下 (2)～(9)略	非開示	不存在	①H31. 1. 15 H31. 3. 29 R 元. 5. 7 R 元. 7. 17 ②H31. 1. 25 R 元. 6. 11 R 元. 7. 18 ③R3. 1. 14	教育局 学校教育部 教育相談課	R3. 6. 24 原処分妥当	R3. 9. 2 棄却
50	H30. 12. 13	加害主犯〇〇に係る『悪質で継続し たいじめ事案』は、明らかにいじめ 防止対策推進法に係る『いじめの重 大事態が発生したケース』として取 り扱うべき事案である。しかし、な ぜ、本日まで放置・隠蔽されてきた のだろうか。〇〇中学校内や市教委 内の会議及び打合せなどにおいて 『本事案について放置・隠蔽を行 う』等と決めた会議記録（発言者名 も全て）	非開示	不存在	①H31. 2. 12 ②H31. 2. 27 ③R3. 1. 14	教育局 学校教育部 教育相談課	R3. 6. 24 原処分妥当	R3. 9. 2 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
51	H31.1.25	「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・ 〇〇小教諭）関連」の訂正（追加） 請求	非訂正	個人情報の利用目的の 達成に必要な範囲を超 えるため	①H31.2.22 ②R元.5.17 ③R3.1.14	教育局 学校教育部 教育相談課	R3.6.30 原処分妥当	R3.9.2 棄却
52	R元.11.27	「令和元年11月14日付けH31教学 相第497号により開示した資料『令 和元年5月7日H31教学相第221号 個人情報開示請求に係る非開示決定 について』及び『令和元年5月10日 H31教学相第231号個人情報開示請 求に係る非開示決定について』」の 訂正請求	非訂正	・訂正請求の対象とな る「事実」にはあたら ないため ・個人情報の利用目的 の達成に必要な範囲を 超えるため	①R元.12.27 ②R2.1.8 ③R3.1.14	教育局 学校教育部 教育相談課	R3.6.30 原処分妥当	R3.9.2 棄却
53	H31.1.4 H31.1.30	(1) 「平成〇年〇月〇日付文書『告 発状』（『体罰や不適切な指導及び 言動』等の事案について）で、体罰 事案を教職員課に告発し回答を督促 している。また、教職員課に対して 『仙台市教育委員会職員に係る懲戒 処分の基準』に即し、教職員課とし て規定に基づいた対応を求めている。 しかし、未だに合理的な回答書 を受け取っていない。このことに係 る会議録（発言者名も全て）」以下 (2)～(11)略	非開示	不存在	①H31.3.5 H31.3.29 ②R元.5.17 R元.6.11 ③R3.7.14	教育局 教育人事部 教職員課	R4.3.29 原処分妥当	

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
54	H30.11.5	〇〇中学校側がいじめ被害生徒〇〇の父親に係る『人物照会』等を行い問い合わせた苦情（クレーム）等々を記録した市教委教職員課の記録及び調査記録等々。また、教諭、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録	非開示	不存在	①H30.12.28 ②H31.1.9 ③R3.7.14	教育局 教育人事部 教職員課	R4.3.29 原処分妥当	
55	H30.11.5 H31.1.25 H31.1.9	(1)「平成〇年〇月〇日付文書を〇〇中学校校長あて並びに仙台市教育委員会教職員課長あてに送付している。この文書対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した回答に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録（学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録））。特に、平成〇年〇月上旬、校長〇〇氏が保護者からの要望や教育長から指示を聞き入れず、学級編成を不適切な形で行ってしまったことや、始業式は登校できたがδ主幹教諭から言葉による体罰を受けたために、以後、学校不応状態（長期の不登校）となってしまったことに係ることで、学校長が市教委に呼び出しを受けたことに関する、教諭、学校及び市教委が作成した指導（会議）記録等文書又はそれらの保有する関係文書記録（市教委内で行われた会議録（全会議・指導記録））」以下(2)～(8)略	非開示	不存在	①H30.12.28 H31.3.11 ②H31.1.9 R元.5.23 ③R3.8.17	教育局 学校教育部 教育相談課	R4.3.29 原処分妥当	R4.3.31 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
56	H30.11.5 H31.1.9 R元.11.7 R2.8.17	(1)「平成〇年〇月〇日付…(中略)…文書対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した回答に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録(学校及び市教委内で行われた会議録(全会議記録))。特に、平成〇年〇月上旬、校長〇〇氏が保護者からの要望や教育長から指示を聞き入れず、学級編成を不適切な形で行ってしまったことや、…(中略)…学校不適応状態(長期の不登校)となってしまったことで、学校長が市教委に呼び出しを受けたことに関する、教諭、学校及び市教委が作成した指導(会議)記録等文書又はそれらの保有する関係文書記録(市教委内で行われた会議録(全会議・指導記録))」以下(2)~(8)略	非開示	不存在	①H30.12.28 H31.3.11 R元.11.21 R2.8.21 ②H31.1.9 R元.5.23 R元.11.29 R2.9.16 ③R3.8.17	教育局 学校教育部 教育相談課	R4.3.29 原処分妥当	R4.3.31 棄却
57	H31.3.20	(1)「実施機関は、…(中略)…『副申書の学校控』の開示をしている。…(中略)…当方では、学校が副申書作成の際、参考とした『教員によるいじめ(体罰)に関する基礎資料』や『下書き時に参考とした事情聴取文書(資料)』の開示を求めているのである。…(中略)…学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した、上記に係る文書』及び「既に回答がされている副申書の学校控や、平成〇年〇月〇日付教育長回答書以外のもので『その後の聴取結果』や『その後の調査結果』等について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」以下(2)及び(3)略	非開示	不存在	①H31.4.10 ②R元.6.11 ③R3.8.17	教育局 学校教育部 教育相談課	R4.3.29 原処分妥当	R4.3.31 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
58	H31.1.30 H31.1.31	(1) 「仙台市教育委員会は、『【○○○関連】平成○年○月○日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『○月○日付文書事実関係 対照表』を開示している。…(中略)…当方では、平成31年1月9日付(○○○○第6号)個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。…(中略)…上記のことや、平成31年1月9日付(○○○○第6号)個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る…(中略)…学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」以下(2)～(6)略	非開示	不存在	①H31.3.29 ②R元.6.11 ③R4.1.24	教育局 学校教育部 教育相談課		
59	H31.1.30	(1) 「仙台市教育委員会は、『【○○○関連】平成○年○月○日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『○月○日付文書事実関係 対照表』を開示している。…(中略)…そのため、当方では、平成31年1月9日付(○○○○第9号)個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。平成31年1月9日付(○○○○第9号)個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る…(中略)…学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」以下(2)～(4)略	非開示	不存在	①H31.3.29 ②R元.6.11 ③R4.1.24	教育局 学校教育部 教育相談課		

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
60	H31.1.30 H31.1.31	(1) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書事実関係 対照表』を開示している。…(中略)…そのため、当方では、平成31年1月9日付(〇〇〇〇第12号)個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。…(中略)…上記のことや、平成31年1月9日付(〇〇〇〇第12号)個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る…(中略)…学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」以下(2)～(6)略	非開示	不存在	①H31.3.29 ②R元.6.11 ③R4.1.24	教育局 学校教育部 教育相談課		
61	R2.1.22	令和〇年〇月〇日、『文科省から連絡や指導助言を受けた記録文書』や同日、『当方が要望したことに係ること』等々について、市教委相談課及び教職員課が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録及びメモ等々	非開示	不存在	①R2.2.3 ②R2.2.5 ③R4.1.24	教育局 学校教育部 教育相談課		

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
62	H30. 12. 13 H30. 12. 14 H31. 1. 4	(1) 「『前学校長への質問状（苦情）』における…（中略）…『不適切な道徳の授業によって、噂となり吹聴いじめが発生したこと』等々に関連する質問項目（道徳に関連する質問全て）について、…（中略）…『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」、「当該事案は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』又は『懲戒規定に該当の案件』であるにも関わらず、…（中略）…『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」以下(2)～(5)略	非開示	不存在	①H31. 2. 12 H31. 3. 5 ②H31. 2. 27 R 元. 5. 17 ③R4. 3. 18	教育局 教育人事部 教職員課		
63	H31. 1. 9 H31. 1. 18	(1) 「平成〇年〇月〇日、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』を開示としている。その中で…（中略）…『平成〇年〇月〇日の父親との面談において、問い合わせがあった事実はない』としている。しかし、当方では、平成〇年〇月〇日はもとより、その日以前又はその日以降にも、〇〇〇〇と〇〇〇〇の件で、災害共済給付制度に係る問い合わせを重ねている。…（中略）…〇〇教頭の虚偽報告や不誠実な対応及び背信行為に係る学校及び市教委（教職員課）が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」以下(2)及び(3)略	非開示	不存在	①H31. 3. 11 ②R 元. 5. 23 ③R4. 3. 18	教育局 教育人事部 教職員課		

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
64	H31.1.9	<p>(1) 「平成〇年〇月〇日、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校 あて文書に係る事実確認、これまでの 経過等』を開示としている。その 中で11番『事実認識』欄において、 『校長による家庭訪問（H〇.〇.〇 ～）』との記載がある。しかし、当 方では、学校長〇〇氏による家庭訪 問を受けたこともない。…（中略） …上記に係ることについて、家庭訪 問を行ったとされる『年月日』、 『月日時間』、『家庭訪問場所（家 部屋の名前や家の様子）』、『参加 者名』、『〇〇〇〇と直接会って話 をしたのか？』等々について、校 長、学校及び市教委が作成した記録 文書又はそれらの保有する関係文書 記録」及び「上記に記載がある学校 長〇〇氏の虚偽報告や不誠実な対応 及び背信行為（嘘つき）に係る、校 長、学校及び市教委（教職員課）が 作成した記録文書又はそれらの保有 する関係文書記録」以下(2)～(4)略</p>	非開示	不存在	<p>①H31.3.11 ②R元.5.23 ③R4.3.18</p>	教育局 教育人事部 教職員課		

2 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の概要（令和3年度）

(1) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

番号	事務の名称及び内容	意見を求める取扱いの種類及びその取扱いをする理由	個人情報の内容	対象者等	審議会の意見の概要
129	マーケティングオートメーションツール「List Finder」の導入	電子計算機の結合（第11条）	<ul style="list-style-type: none"> 顧客自身が問い合わせフォームや資料請求フォームに入力した情報（会社名、所属・職名、氏名、会社所在地、電話番号、メールアドレス） 名刺情報（会社名、所属・職名、氏名、会社所在地、電話番号、メールアドレス） 	<ul style="list-style-type: none"> 本市ホームページの資料請求や問い合わせフォームに、サイトポリシーに同意した上で個人情報を入力した者 企業誘致活動等において企業立地課職員と名刺交換をし、Cookie情報との紐づけに同意した者 	相当と認める。
	企業誘致活動において、本市ホームページにアクセスした企業の情報を分析し、スコアリング（オンラインの行動履歴から本市への関心度が高い企業を順位付けする）を行うサービスを導入する。把握した企業名や個人情報をもとに本市の立地環境や支援制度等を紹介するための営業機会を創出し、企業誘致に繋げる。	新型コロナウイルス感染症の拡大により首都圏の企業への訪問が困難となっており、また、今後はWEB上での情報発信や誘致活動の有効性がますます高くなることを見込まれる。当該サービスの導入により、本市に関心のある顧客を効率的かつダイレクトに把握することができ、より立地確度の高い企業に注力できる。			
130	帰国者フォローアップシステムの導入	電子計算機の結合（第11条）	氏名、性別、電話番号、生年月日、住所、メールアドレス、日本国内の滞在先、入国者が出発した地域、到着日、入国時の航空機の便名、旅券番号、担当自治体・保健所、フォローアップの方法、PCR検査の結果、到着時の症状、隔離・停留又は搬送先・隔離・停留又は搬送の期間等	過去14日以内に日本国内に入国した者	相当と認める。
	新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の一環として、日本国内に入国した者に対し入国後原則14日間に渡って健康観察（フォローアップ）を行っている。当該フォローアップにあたる機関（厚生労働省・入国者健康確認センター・各自治体・保健所）において、入国者の情報を共有する。	各機関が実施したフォローアップの状況をリアルタイムに把握できることで、入国者が体調不良などを呈した際に、より円滑に検査等の対応を行うことが可能となる。			

番号	事務の名称及び内容	意見を求める取扱いの種類及びその取扱いをする理由	個人情報の内容	対象者等	審議会の意見の概要
131	中山間地域の生活支援アプリ「地域生活支援システム」	電子計算機の結合（第11条）	氏名、住所、電話番号、所属する町内会名、役職（役員、班長等）、班。	宮城地区西部の住民のうち、本システムの利用希望者	<p>（令和3年10月28日付け意見） 令和3年度中の実証実験については相当と認める。 ただし、当該システムの実際の利用者の範囲が不明確であったり、掲示板機能の適正利用に懸念があったりといった疑問点があることから、令和3年度の実証実験終了後にその結果について報告を求めることとする。</p> <p>（令和4年3月1日付け意見） 令和4年度以降の本格導入について相当と認める。 ただし、現段階ではシステムの実際の利用者が一部の住民に限られ、地域における普及の途上にあると考えられることから、当該電子計算機の結合を行うことの公益性について再度確認を行うため、本格導入後の普及及び利用の状況や、個人情報が適正に取り扱われているかについて、令和4年度末を目途に報告を求めることとする。</p>
	<p>宮城地区西部においては、少子高齢化や人口減少が進み、地域コミュニティの維持、交通手段の確保、医療・健康面の対応など、さまざまな地域課題が山積している。これら生活全般の課題の解消を目指し、住民各個人が所有しているスマートフォンやタブレット等の携帯端末に次の機能を有するアプリを導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子回覧システム ・市政だより閲覧システム ・掲示板システム ・災害情報等受発信システム 	<p>宮城地区西部における地域課題について町内会長らと協議を行った結果、特に、回覧板を届ける作業が負担である、役員の作業負担が大きい等の意見が挙げられた。電子回覧機能を有する当該アプリの導入により、これらの課題の解消を図る。また、上記のほか、アプリには独居老人の安否確認や災害時の助け合い情報の共有ができる機能も取り入れ、住民生活の利便性向上や、安心・安全に寄与する。</p>			

番号	事務の名称及び内容	意見を求める取扱いの種類及びその取扱いをする理由	個人情報の内容	対象者等	審議会の意見の概要
132	交通局の現金出納業務における振込データの伝送及び取引照会	電子計算機の結合（第11条）	<p>①振込データ 受取人名（カナ）、金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、預金種別、口座番号、振込金額</p> <p>②取引照会データ 局口座に入金を行った依頼人名（カナ）、振込金額</p>	契約等に基づく債権債務者	相当と認める。
	債権者への支払いのための振込データの伝送や、交通局名義の普通預金口座における入出金の状況の確認のための取引照会を行う。交通局設置のファームバンキング（FB）サービス専用端末パソコンから、インターネット回線を介して（株）七十七銀行が運営するWebサイトに接続する。	従来、ダイヤルアップ回線により接続を行っていたが、同接続サービスが令和6年1月中に提供終了すること等から、接続方法をインターネット回線に変更する必要がある。また、FBサービスによるオンラインでの出納業務は、振込依頼書の作成による方法やデータを格納した記録媒体の輸送による方法と比べ、振込依頼書の転記ミスによる振込不能や記憶媒体の紛失・盗難による情報漏洩のリスクを回避することができる。			

番号	事務の名称及び内容	意見を求める取扱いの種類及びその取扱いをする理由	個人情報の内容	対象者等	審議会の意見の概要
133	<p>経費精算クラウドサービス「楽楽精算」の導入</p> <p>各市立学校では、学校納付金として教材費、校外学習活動費、生徒会費等を保護者から徴収している。これらの学校納付金の事務処理を教職員が行っており、多忙化の一因となっていることから、負担の軽減と適正な事務処理を目指して、全市立学校に共通の経費精算クラウドサービスを導入する。</p>	<p>電子計算機の結合（第11条）</p> <p>学校納付金の事務処理は、多岐に渡ること、統一のルールがなく各学校で独自に処理されていることから、教職員の負担となっていた。全ての市立学校に当該サービスを導入することで、事務処理が簡便化され、操作も統一されることから、事務効率の改善や事務ミスの減少が期待できる。</p>	<p>①児童生徒：学校名・学年・組・氏名・納付日または還付日・金額（個別に納付や還付があった場合にクラウドサービスに入力する。）</p> <p>②学校職員：学校名・氏名（各種伝票を起票する際に、自分の氏名をクラウドサービスに入力する。）</p>	<p>仙台市立学校（189校）の児童生徒（約8万人）及び学校職員（約6千人）</p>	<p>相当と認める。</p> <p>ただし、個人情報保護に万全を期すため、以下の点について留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の氏名については、クラウドサービスへの入力の必要性を改めて検討し、出席番号等のそれ自体からは特定の個人を識別できない情報で代替可能である場合にはクラウドサービスへの入力を行わないこと。また、学校職員の氏名についても必要に応じて同様の対応を検討すること。 ・クラウドサービスに入力した個人情報の保存期間と消去に関するルールを定め、それに則った運用を行うこと。

番号	事務の名称及び内容	意見を求める取扱いの種類及びその取扱いをする理由	個人情報の内容	対象者等	審議会の意見の概要
134	<p>「新型コロナウイルスワクチン接種予約システム」での個人情報の収集、利用</p> <p>本市が運営する新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場において、クラウドサービスを利用した予約システムを導入し、接種予約の受付管理や接種会場における予約者確認等を行う。本システムは、令和3年5月から個人情報を取り扱わない（接種券番号と生年月日のみの取扱い）設定で利用していたが、令和4年1月より、非常時の連絡体制強化を図るため氏名等の個人情報を取り扱うよう運用を変更する。</p>	<p>電子計算機の結合（第11条）</p> <p>ワクチン接種を希望する全員が円滑に予約手続きを行うことができる環境を整備する必要がある。また、予約枠は国から随時供給されるワクチンの在庫の範囲内で都度設定せざるを得ず、希望する対象者の中から先着順で混乱なく予約受付を行うには、予約に特化したシステムを利用することが必要である。 （個人情報を取り扱うことについて） 災害や、国からのワクチン供給の突如の不足等、当日予約を強制的にキャンセルせざるを得ない状況が想定され、そのような場合に本人に対し迅速かつ確実に連絡を取るには、氏名・電話番号等の緊急連絡先を取り扱うことが必要である。</p>	<p>氏名、電話番号、メールアドレス、自治体コード、接種券番号、生年月日</p>	<p>本市に住民票があり本市でコロナワクチンの接種券を発行し送付した者、または住民票は市外にあるが、やむを得ない事情により本市に居住している者のうち本市が認める者</p>	<p>相当と認める。</p>

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に関する事項

番 号	評価実施機関	特定個人情報ファイルを取扱う事務の名称	評価の種類	審議会の意見の概要
特定個人情報 保護評価書20	仙台市長	介護保険に関する事務	全項目評価	相当と認める。
特定個人情報 保護評価書 21	仙台市長	子ども医療費助成に関する事務	全項目評価	相当と認める。
特定個人情報 保護評価書 22	仙台市長	予防接種に関する事務	全項目評価	相当と認める。
特定個人情報 保護評価書 23	仙台市長	成人健診に関する事務	全項目評価	相当と認める。

仙台市の情報公開・個人情報保護

発行 令和5年1月

仙台市総務局総務部文書法制課

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話 022-214-1209